

第10回行政減量・効率化有識者会議 【議事要録】

総人件費改革に関する議論について、議事要録を公表します。

日時：平成18年4月21日（金）9：30～11：45

場所：総理官邸4階大会議室

出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、小幡純子、櫻谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔農林水産省〕

佐藤一雄官房文書課長、小西孝蔵官房統計部長、皆川芳嗣総合食料局食糧部長、高橋直人消費・安全局審議官、河崎厚夫官房統計部統計企画課長、齋藤昭官房情報課長、梶谷辰哉林野庁国有林野部長、福田隆政林野庁国有林野部経営企画課長
主な議題

農林水産省からのヒアリング（農林統計関係及び食糧管理関係）

農林水産省からのヒアリング（森林管理関係）

【議事要録】

座長 それでは、ただ今から「行政減量・効率化有識者会議」の第10回会合を開催いたします。大変御多用中、ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

（報道関係者退室）

座長 本日は、3月10日にヒアリングを行った農林統計関係・食糧管理関係、森林管理関係について、農林水産省から再度ヒアリングを行います。

まず、農林統計関係と食糧管理関係についてヒアリングを行います。前回のヒアリングを踏まえて再度検討をした結果、それぞれ最低何人の定員が必要で、現状から見て何人の削減が可能かについて、計15分以内で御説明をお願いしたいと思います。

農林水産省 それでは、資料1-1から御説明させていただきたいと思います。

前回の「中間取りまとめ」を受けまして、私どもとして精査させていただいたぎりぎりの数字をお示しさせていただきたいと思っております。

まず、1ページをご覧いただきたいと思っております。「1 米麦の食糧管理業務の抜本的見直し」ということでございまして、17年度末で現員3,300人でございましてけれども、今回、取りまとめさせていただいた新たなスリム化計画後の22年度末においては、ほぼ半減をした数字を出させていただいております。具体的には、それぞれ備蓄運営なり、農産物検査、米穀の生産調整、管理部門を合わせまして1,700人の体制という形で、削減数は1,600人ということでございまして。当然、通常の定年等では賄えない数字でございまして、かなり大幅な省庁改廃転等が必要な数字でございまして。

2ページをご覧いただきたいと思っております。「中間取りまとめ」で御指摘いただいた点についての個々の論点でございまして「(1)主要食糧の備蓄運営等の抜本的な合理化」ということでございまして。

備蓄運営は、国が主要食糧の安定供給ということで、引き続き果たしていく事務でございましてけれども、そのやり方につきましては、極力最低限、国としてやらなければいかぬというものに絞ったつもりでございまして。備蓄運営の定員を約三割、農産物検査25%の削減ということでございまして、備蓄運営等に関しましては、特に会計法等の個々の取扱いがございまして、なかなか難しいところはございましたけれども、システムの最適化、IT化を進めまして、その点でさまざまな業務を廃止をしまして、この定員で何とかやっていきたいと思っております。

3ページをご覧いただきたいと思っております。米につきましては、今、食糧法という法律に基づきまして生産調整、300万を超す農家の個々の生産の調整をしているわけでございます。これにつきましては、引き続き需給調整システムとして行っていく必要がございますけれども、これにつきましても、極力国のやるものを限定をいたしまして、特に生産調整の基礎となりますさまざまな調査を行っておりますが、それにつきましては悉皆調査を廃止する、民間での調査を委託する、更には職員の個々の調査を郵送調査に変更する等をいたしまして、その部分を大幅に削減いたします。しかる後の数でございましてけれども、現在、1,400人の体制でやっているものを約500人の体制で行っていきたく思っております。

4ページは、管理部門ということでございまして、これも今後の行革方針に従いまして、内部管理業務の大幅な定員削減ということで、純減をしていきたいと思っております。

5ページは、今の個々分散型のシステムになっておりますものを統合化しまして、極力手間を省くということのシステムを20年度からスタートさせたい。こういった体制の下で、減員をした後の体制においても、引き続き主要食糧の安定供給を図ってまいりたいということでございまして。

農林水産省 続きまして「農林統計・情報関係業務の合理化方策」につきましては、資料1-2をご覧くださいと思います。

まず、農林水産統計につきましては1ページでございますように、前回のヒアリングの際にも言及いたしましたとおり、現在、省を挙げて推進しております経営安定対策などの農政改革の具体化を踏まえるとともに、有識者会議での「中間取りまとめ」を踏まえまして、調査の手法などを抜本的に見直しまして、国の職員による実地調査を原則廃止することなどによりまして、17年度末の定員4,132人から約2,200人、約1,900人、46%の純減という大幅な減を行うことにいたしております。

この場合、農林統計の中で農業経営統計調査、作物統計調査の一部につきましては、農業者に対する直接支払い政策や価格安定対策などの財政支出を伴う施策の算定根拠になるということから、公正性や高い精度が特に求められるために、職員調査を従たる手法として一部に限り残さざるを得ないというわけでございますが、この部分を除き、職員による実地調査を廃止することにいたしております。

なお、今回、示しましたこの定員の大幅な見直しの実施に当たりましては、定員削減数が自然減を大幅に上回ることになりすために、実効のある配置転換対策などによって受皿が確保されることが必要と考えております。

2ページ目をご覧くださいと思いますが、前回の「中間取りまとめ」の指摘事項に沿って、私どもの対応方向を3点示しております。

まず「(1)国の職員による実地調査の原則廃止」でございますが、農政改革に対応して、ゼロベースから見直しまして、国の職員調査を原則廃止をいたしまして、平成17年度末の2,563人から約1,400人へと、45%減の純減をいたしております。調査員調査化に伴う調査員の確保、選定、研修などの業務が増加いたしますが、全体としては定員は大幅に削減することにいたしております。

2番目の「企画分析・取りまとめ機能の抜本的な合理化」でございますが、今回の抜本見直しによりまして、調査本数の削減、調査内容の簡素・合理化などによりまして、大幅な合理化を進め、1,174人から約600人へと、49%減の大幅な削減を行うことにいたしております。

3番目の管理部門につきましては、他の業務部門以上の合理化を行うということでございますが、これにつきましても、抜本見直しによりまして大幅に削減をいたしまして、395人から約200人へと、49%の減という、実査部門の削減率を上回る削減をいたすことにいたしております。

3ページをご覧くださいと思いますが、具体的な調査方法の見直しでございますが、平成17年度の調査本数は32本のうち、職員調査が19本ございました。このうち、5本を廃止することにいたしました。

残る14本の職員調査につきましては、調査員化、郵送調査化を行うことによりまして、職員調査を原則廃止ということでございます。特に、この左の真ん中にあ

ります「農業経営統計調査」につきましては、担い手に重点を置いた標本配置によりまして、標本数を削減する。また、構造展望による担い手の育成過程の下で、簿記記帳の状況に応じまして郵送調査化を行うというものでございます。

また、作物統計調査につきましては、水稻につきましては、実測部分に民間の調査補助者を最大限活用する。また、水稻以外の部門につきましては、団体等への調査を調査員調査化・郵送調査化を行うということにいたしております。

なお、このほか調査内容の簡素化、標本数の削減、調査の周年期化などの合理化を図ることにいたしております。

次に4ページでございますが、職員調査を一部行うことにいたしております主な調査でございますが、左の方に「生産費調査」がございます。これは、各種の農畜産物の生産費を1円単位まで調査するものでございますが、真ん中にございますように、例えば品目横断的経営安定対策におきます交付金の交付や、また、牛肉、加工原料乳等の補給金の交付の算定根拠になるものでございまして、財政支出を伴う対策の実施に利用されております。その関係で、正確な統計データの収集・審査、専門的知識が必要ということに併せまして、調査の協力を得るための信頼関係が不可欠という性格を持っているものでございます。

右の2番目の「作物統計調査」でございますが、作物の作柄予想、収穫量等を、米については誤差原則1%以内を確保しながら調査をしているものでございますが、これにつきましては、米の需給対策の算定根拠になるものでございます。

例えば、不作が見込まれる場合の政府備蓄米の放出。平成15年も、凶作時におきまして放出を行ったわけでございますが、そういった指標になるとともに、生産調整の際の生産目標数量の算定根拠にもなるものでございます。

そういった関係で、米の需給の安定を図るための基礎として、正確な作況調査が必要ということでございます。

冒頭でも申し上げましたとおり、農政改革の進捗状況を踏まえまして、農林水産統計の抜本的な見直しを行うことによりまして、地方統計組織の定員を約半分に縮減するといった思い切った改革でございます。私どもとしては、ぎりぎりの数字、決断でありますので、御理解を賜りますよう、お願いしたいと思います。

最後になりますが、5ページでございます。情報関係業務につきましては、既存の業務の抜本的な見直しを行い、業務を集中、重点化することにより、約500人の純減を行うことといたしております。食料・農業・農村基本法第7条におきまして、情報の提供などが国の責務として位置づけられていること、また「中間取りまとめ」での御指摘を踏まえまして、基本法を推進する上での必要最小限の業務に絞り込んで業務を実施していくことを考えております。

農林水産省 それでは、資料1-3「消費・安全関係業務の合理化方策」につきまして、御説明申し上げます。

まず、1ページでございますが、この中の第1点目の「食品価格・需要動向等調査・農産物等の安全監視業務」でございます。これにつきましては、中身を2つに分けてございますが、まず食品価格・需要動向等調査につきましては「中間取りまとめ」での御指摘を踏まえまして、店舗などにおける価格調整につきまして、常勤職員による実地調査は、即座の対応が必要な緊急調査分に限定をいたしまして、その他につきましては取りやめるということで、これにつきましては人員は今、約100人おるところでございますが、これをほぼ半減させたいということでございます。

もう一つの「農産物等の安全監視業務」につきましては、内容は農薬あるいは飼料等の使用・製造等に関する指導・取締でございますが、こちらの方は、実際に行政の今の仕事としてまさに増えている方向でございます。ここに書いてございますように、例えば今年の5月29日からの農薬の食品中における残留の基準が大幅に変更されて拡大されますが、ポジティブリスト制の施行、あるいはBSE発生に伴う飼料規制の強化。これは、食品安全委員会の方からも厳しく注文が付いておりまして、こういった業務が増加しております。これにつきましては、今、人員を減という方向にはとても持っていけないような状態ではないということ、ひとつ御理解賜りたいと思います。

次の2ページ目でございます。「食品表示監視業務」でございます。これにつきましては、これも店頭で巡回して指導するもの、実際に不正事案があったものについて調査、あるいは指導、更には指示、公表といった手順を踏んでやるものでございますけれども、全体には、日本は何といても世界で最大の食料輸入大国でございます。いろんな国からも輸入をしているわけでございまして、最近の消費者の最大の関心は、何といても原産地の表示でございます。どこの国でとれたか、あるいは日本国内でとれた場合に、どの産地でとれたのか。それは消費者考慮にどういう影響を与えるかといいますと、安全面は食品衛生の話ですから厚生労働省の話ですが、原産地の場合というのは、やはり価格に反映されます。つまり、品質が産地によって違う。

例えば、外国の方でいいますと、外国の野菜でも、あの国は高い、この国は安いというものは当然出てきます。これは当然、品質の評価が出てきます。国内でも、皆さん御承知のとおり、品質によってかなり価格が開きます。そういった意味で、原産地の表示というのは、消費者は非常に見ているところでございますけれども、そこをきちんとやらなければいけないということございまして、行政需要はやはり拡大の方向にあるということでございます。

ただ、ここで私どもとしても一般的な監視業務、巡回で回っているものにつきまして、調査の一体的、効率的な実施によって何とか人員の削減を工夫してみるということで、そこに数字の記載がございますけれども、何とかマイナス15%ぐらい、

約300人の減という方向で努力をいたしたいと考えております。

なお、括弧書きに書いてございますが、前回御指摘のありました農林水産消費技術センターとの仕分けでございますが、センターの方は加工食品が中心でございます。これは、分析をコアとした業務でございます。国が行う店舗における現物、特に生鮮のものが中心になりますが、こういった生鮮のものが現物とか帳簿などによる監視によるものでございますので、かなり調査手法、あるいは対象が違いますので、若干性格が違いますので、統合にはなじまないであろうと考えております。

3ページ「牛トレーサビリティ業務」関係でございます。これにつきまして、結論から申し上げます、人員の見直しは特に行っておりません。これは法律の施行が平成15年12月。これは2段階施行でございます、と畜場までの農場段階のものについては、15年12月施行、と畜場から川下の流通段階における、例えば飲食店における番号表示や何かの問題ですが、これは施行が16年12月でございますが、まだ施行から日が浅く、偽装表示などの違反事例がまだまだある。普通のエラーなどがかなりございます。 に書いてございますように、常時、牛の異動に関する届出の遅怠がかなり発生しておりまして、大体、常時50万件超が未解消ということで、これは一戸一戸農家に当たって全部チェックをしていかないといけないという状況がございます。そういった意味で、施行業務はまだ十分落ち着いた段階ではないということで、当分ここはきちんと体制を十分に整えて、事に当たっていきたいと考えております。

そういった意味で、今回、いろいろ見直しはしてみましたけれども、数字としては出ていないということがございます。

次のページの管理業務でございますが、これにつきましては、今回の消費安全部門全体の見直しに伴うことと、電子化、その他の効率化によって、約百五十人の減を努力をいたしたいということでございます。

農林水産省 それでは、最後になりましたが、資料1-4をお開けいただきたいと思っております。「農林水産省の定員純減に関する取組について(総括)」でございます。資料の2ページをお開けいただきたいと思っております。

ただ今、各担当部長の方からお話があったわけでございますが、2ページの2番の(1)をご覧いただきたいのですが、農林統計、米麦の食糧管理業務については、全部で7,400人おるわけでございますが、ほぼ半数の3,500人といった総括の結果となりまして、47%の純減ということでございます。

(2)で、これ以外の情報関係900人が500人、消費・安全関係が、ここにございますが、より効率的な体制で従来以上の効果が発揮できるよう見直しを行いまして、4,100人のうち約500人の純減を行うということで、(3)にございますが、この4分野で合計4,500人の純減ということになります。

次のページでございますが、先ほど他の者から話がありましたように、こうした

4,500人の純減となりますと、相当な数になりますので、やはり職員の雇用を確保しつつ、これらの純減目標を確実に達成するためには、府省を超えた配置転換を、短期間に、円滑かつ確実に実施することということが必要でございまして、そのための実効ある対策と責任ある体制の確立を政府全体の取組として強く求めていきたいと考えている次第でございます。

座長 それでは、以上の御説明に関して、皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思えます。

委員 具体的な数字を出していただいて、相当の純減をするということについては評価したいと思うんですが、どうも減少する前と減少した後の業務量がよく見えないんです。ですから、これは相当精査された結果であって、違うのかもわかりませんが、見ている範囲内では、もっとできる部分があるのではないかと感じてならないような説明の仕方なんです。

確かに、約半分にするということは、相当大きな決断だとは思いますが、普通、民間の手法では、今までの業務量が幾らであり、その後、業務量はどうなる、だから人数がこうなるという御説明をいただくんです。先ほどの説明は、恐らく精査された結果であると思うんですが、御説明の範囲内ではそういうことは感じられないので、もっとできる部分があるのではないかと感じてしまいます。

例えば、食糧管理の管理部門について、500人を200人にするというのは、60%も削減するんだということになり、評価はしたいと思うんです。しかし、トータル1,700人のうちの200人が管理部門というのは、果たして多いのか少ないのかというと、中身がいろいろありますから一概には言えないのですけれども、民間からいうとちょっと多いような気がします。そういう目で見えていくと、それぞれについてもっと細かく精査すれば、削減できるという部分もあるのではないかと。そこで、もう少し業務量との関係と新しい定員との関係を御説明いただくような資料をつくっていただいたら、我々が、なるほど大変努力いただいたのだなということがわかるのではないかと思います。

座長 そういう資料をお作りいただけますか。よろしいですか。

農林水産省 検討してみたいと思えます。

座長 ほかにございますか。

委員 今、業務量のお話をされましたけれども、やはり仕事というものがどういうもので、それによって人がどれだけ要するという観点がないと、今の説明では、申し訳ありませんけれども、本当に御努力をされたということは理解させていただきますけれども、どうしても人数ということから出発されているのではないかと感じました。

私の関係でも今、昨年からトヨタ生産方式でいわゆる業務量の洗い出しをして、そしてその中でどういうふうにして仕事をやっていったらいいかということで、人

に仕事がつくのではなくて、仕事があって初めて人がいるという考え方を取り入れてやっているんですけれども、そういう考え方でやっていただくと、先ほど委員がおっしゃったように、結果として仕事量がこうなってくるから、こういう人数が要るんだとなるのではないかと思いますので、是非ともその辺ことをお考えいただければと思います。

農林水産省 先ほど、また業務と人の人数の関係の資料ということでお答えいたしました。先ほど若干申し上げましたけれども、ポイントは統計調査手法につきまして、業務の合理化とそれによってどれだけ削減できるかという点をきめ細かく精査をして出したつもりでございます。ほかの部門についても、食糧管理等々も同じだと理解しておりますので、またこれは資料は後ほどということがございますが、基本はそういう考え方でございます。

委員 例えば資料1-2の農林統計・情報関係の4ページに「職員調査を一部行う主な調査と施策との関係」ということで「農業経営統計調査」とか「作物統計調査」というのがあって、「各種農畜産物の生産費を1円の単位まで調査」と書いてあります。確かに補助金が1円の単位まで出るんですから、1円の単位まで調査しなければいけないというのはよくわかるのですが、しかしこれは厳密に1円までということを実際に精査しようと思うと、ものすごいコストがかかるんです。ですから、この「1円単位」というのがどういうものなのか、ただ計算して端数を1円まで算出するというのか、もう少し本当に生産費を細かく分析した上で1円まで把握するというのか。つまり、どこまでコストをかければ目的が達成するんだというようなことだと思うんですが、説明資料中の「1円まで」の意味がよくわからぬということです。

同じように「誤差原則1%以内」と書いてあるんですけども、これも誤差1%というと、実績を1%以内の誤差で測るという意味だと思うんですけども、やり方によっては、1%などというのは本当に誤差の十分な範囲内であり、幾ら厳密にやっても、きりがいいようなものだと思うんですが、これもよく意味がわかりません。

ですから、1円、1%を厳密にやればやるほどお金がかかる。しかし、やらなければいけないという部分があって、実際にはちょうどいいバランスがあると思うんです。確かに1円まで計算しますよと、誤差をできるだけ少なくということだと思うんですが、それだったらもう一遍見直していただいて、目的は1円とか1%だと思うんですけども、もう少しやり方を工夫すれば、もっと安いコストでこういう1円までの単位の調査ができるのではないかと思います。1円までやるんですから、大変だなと思う反面、やり方によっては、計算の話ですから、そんなにかけるのもいいのではないかという気もするし、その辺がちょっとよくわからなかったところ。

農林水産省 今の点でございますが、私どもはこれについても調査方法を見直しまして、できるだけ郵送調査ができるところは郵送調査で行っていく。補助員を使うところは補助員を使うということで、職員ができるだけ手がかからないように見直したつもりでございます。その上で、やはり一定の精度は保つ必要があるだろうということで、先ほど1円がございましたけれども、これは例えばの例でございますが、加工原料乳の補給金を算定する際に、単価0.1円の変動で2億円の財政支出が変動するというので、やはりなるべく正確を期するという趣旨でございますし、作況についても1ポイントの変動で生産量が10万トン変わってくると。そうすると、この備蓄操作を何トン、何万トン、何千トン放出する、あるいは市場から隔離するといった政策にも影響を与えるものですから、ここも極力精度を保ちたいという趣旨でございます。

委員 純減の数字をこういうふうに出されたということは、恐らくかなり大変なことだったろうと思いますので、それ自身としては私も評価したいと思います。今、ちょうどお話のありました資料1-2の農林統計・情報関係業務のところでございますが、3ページのところに、まず調査自体の廃止5本というのは、やっている調査自身を、なかなかこういう機会でもないと思直せませんので、恐らく、本当に必要かどうかということを精査なさって、こういった調査自体の廃止というのを出されたと思いますので、それ自身としてはやはり評価したいと思います。

なかなか機会がないと行政というのは続けてしまうところがございますので、よい機会だととらえて、まさに業務の必要性をここできちんと精査していただくということが大事だと思います。

その上で、まさに今の議論にもございましたけれども、職員調査のところ、例外的に存続というところ。水色の囲みの下のところで「上記調査については下記の理由により当面職員調査を継続」で「当面」と書いてあるので、ずっと続けなければいけないということでは必ずしもないのだろうと思いますが、やはりこの理由は必ずしも理由になっていないと思います。補助金交付は大事なのですが、なぜ職員でやらないと精度が高くないかということは、どうしても職員がやらなければいけないというのが先に立っているような議論ではないかと思えます。別に職員がやらなくとも、十分精度は保てるような仕組みというのは可能ですし、郵送ではだめだということであれば、別に民間の方にやっていただければよいのであって、この辺は必ずしもそういう話にはならないです。個人情報の仕組みについても、個人情報保護制度は、いまや当然民間にやっていただくにしても、守っていかなければいけないということで義務づけられますので、この辺りも必ずしも理由にならないところがございます。今でも、かなりぎりぎりで行っていらっしゃるということはわかりますが、その上で考えても必ずしも理由になっていないような気がいたしますので、さらに踏み込めないのかという感じがいたします。

5 ページのところの情報関係業務でございますが、もちろん、食料・農業・農村基本法で国の責務として情報提供があるというのはわかりますが、特に地域レベルの情報提供・収集等でございますと、地方においてもかなり情報発信というのはしておりまして、人数をここにどのぐらい張り付けてやらなければいけないかという、いろいろな可能性があると思うのです。ですから、情報発信は大事だというのはわかりますが、担い手育成・確保などについて、特に地方との連携などもございますので、そういう情報についてはうまく連携をとることによって、国の職員の張り付けというのはかなり減らすことが可能ではないかという感じがいたします。この辺りももちろんかなりやっつけていらっしゃるといえるのはわかりますけれども、更に踏み込んでという感じがいたします。

農林水産省 まず最初の点でございますが、3 ページの一部職員調査を残す。職員調査についても、できるだけ合理化するということは今、御説明したとおりですけれども、やはり先ほども申し上げましたように、結果が財政支出に直結することから高い精度を求められるという関係で、農業経営の知識、栽培技術、農学の専門知識といった専門知識を備えた人材を全国的に配置して調査を行うという面がどうしても必要になるということと、経営調査につきましては、どうしても農家の収支、財産といったことを把握するというところで、公務員の公的な信用が重要で、信頼して調査に協力するという点がございます。そうでなくても、調査についてはなかなか協力が得られなくて非常に苦労しているわけでございますが、そういった公的の信用の面があるということで、私どもは当面これは必要である。そうでないと調査が成り立たないと考えております。

ただ、前回のヒアリングでも指摘がありましたが、目標はないのにいつまでやっているのかということでございますが、これにつきましては、先ほど若干申し上げましたように、資料1 - 2の参考資料の一番最後の4 ページに「農業構造の展望(平成27年)」というものがありますが、これは農水省が作成いたしまして、総理をヘッドといたします食料・農業・農村政策推進本部で決定されたものでございます。将来の10年後の効率的、安定的な農業形態の育成という担い手の育成目標等を立てまして、農水省を挙げて今その育成に当たっているわけでございますが、この担い手が育成されてくれば、記帳が進んでくる、また能力がアップするというところで、私どもはそれに併せて郵送調査化を導入していきたいと思っております、5年後には大半が郵送調査化に置き換えられるのではないかと考えて、それをベースにして今回、職員調査をできるだけ限定したということでございます。

農林水産省 今回、有識者会議の御指摘を踏まえまして、情報部門については根本に立ち返り、国が担うべき業務の明確化という観点から抜本的な精査を行っているところであります。

情報部門につきましては、平成11年につくられた食料・農業・農村基本法の第

7条において、国の責務と位置づけられておりますので、これまで本省及び地方レベルでの情報体制の強化に努めてきたところです。とりわけ、全国の展開している農業の特性を踏まえて、地方レベルの体制も整備をしていきたいところです。ただ、今回の指摘を改めて踏まえまして、国が行う業務の明確化を図るという観点で、地方の情報部門について、一般的な広報業務を廃止、基本法の推進に当たって国が担うべき必要最小限の業務に限定したということでございます。御指摘の地方自治体等の役割分担を踏まえて、今回の削減を積算したものです。

今回、500名という最大限の削減の事態を踏まえ、今後、現在の最新のITの発展を踏まえ、情報部局としての特色を発揮すべく、IT技術の活用等による業務の合理化・効率化を図るということを努力したいと思っております。

これにより、国の今後の情報提供のモデルとなるような体制整備をしていきたいと思っておりますので、是非、御理解よろしく申し上げます。

委員 全体としては、今回、数字を具体的に出してこられたということについて評価をしたいと思うんですけども、私がお伺いしたいのは、食品の安全のところの食品表示監視業務のところなんです。ここは重要になってきているということであり、国民の要請があるということはその通りだと思うんですけども、これをどこまでやるのかというと、やろうと思えば、幾ら人を張り付けても足りないし、やはりやり方というのをもっと効果的かつ効率的にできる余地がないのかというのが率直な感想なんです。

例えば、大型小売店などといったところについては、内部の管理体制とかをうまくインセンティブを付けて使うとか、非常に大きな違反をしたときに非常に大きなペナルティーを科すとかというやり方をやって、インセンティブやペナルティーをうまく活用することとか、民間の監視の仕組みをもっとビルトインするとか、そういういろんなやり方の工夫でもう少し効率化とか効果的なやり方というものができないものなのかという印象を持つんですけども、その点はいかがなんでしょうか。

農林水産省 今回の委員のお話でございますけれども、食品の表示でここ2、3年ずっと、特に平成14年の牛肉とかその辺の偽装表示事件が非常に大きい問題になっておりますけれども、まずペナルティーそのものにつきましては、かなり今、大きいです。平成14年改正になりまして、現在、ペナルティーの付け方というのは、違反事例があった場合、これは過失が非常に多いですから、すぐ罰則だということをせずに、店に行ってみつけたらまず指示をする。言うことを聞かなかつたら命令する。命令をしても聞かなかつたら、初めて罰則に行くという体系になったんです。罰則にいった事例はさすがにございませんけれども、命令までいったケースはかなりございます。罰則にいったケースですと、これは法人の場合、最高で1億円の罰金になっております。ですから、これは十分に抑止効果はあるんだろうと思っております。

ただ、2年前、大阪府の第三セクターがその倉庫で、京都に本社のあります卸の偽装表示を幫助したという事件がございましたが、このときを見ていますと、これは私どもが直接聞いた話ではございませんが、新聞に載っていた業界の関係者の話として、まま違う産地を書くというのは、業界の慣行としてはあるんだという発言もここに載ってしまっていて、さすがに食べ物ですから、衛生的な問題は別にすると、やや業界のそういった認識というのは、それ以上の評価のしようはないんですけれども、そういうところがあって、そういった慣行をやめると私どもはそこは通知を出します。例えば、頼まれた産地のものを納入しようとして、違う産地のものを入れても、頼まれた産地のものに表示して納入するということがあるわけです。

そういったもので、ペナルティーを幾ら付けても、根っこの部分があるということで、なかなか直らないです。ここはやはり是正に時間がかかるんだろうと。そういった意味では、やはり行政に関しては、まだそう簡単に緩められないのではないかということだと思います。

行政の流れとしては、よくフードマイレージという言葉がありますけれども、生産地と消費者の距離がやはりどんどん拡大しています。もう一つは、消費者側にはっきりと昔ほどの知識がなくなっている。商品を見る目がだんだん衰えていますので、そういった意味で、逆に商品に付いてくる付帯的な情報を求める声が強くなっているといったトレンドの中での行政だったということは、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

民間を活用する仕組みについては、今回もいろいろ監視をする中で私ども現在モニターも使っていますけれども、民間の方ですと、例えば表示の書き落としとか、店頭ポップに書いてある話と、実際に商品を取って見て照らし合わせて違うことが書いてあるということは見つけれられます。ただ、先ほども言うておりましたが、今、一番関心のあります原産地の表示は、最後は価格にはね返ってきます。よくあるもので、例えば中国産の苗木を国産だといって高く売るとか、外国産の牛肉を黒毛和牛の肉ですとって相当高く売っているというのはよくありますけれども、原産地の偽装は、民間の方では商品を見てもらうだけですから、はっきり言いましてわかりません。

ですから、店の裏に入って行って帳簿を見る、あるいは伝票を見る作業が必要になって、それを照らし合わせて初めて偽装があったということがわかります。そこを民間でどこまでやれるかというものであって、そこはまだ公権行使が絡んできませんので、民間の方ではまだ無理ではないかと考えています。

委員 引き続き、効果的かつ効率的な業務のやり方がどういふことがあるのかということについては是非見直しの検討をお願いしたいと思います。

委員 半減という数字を御提示いただいたんですけれども、その割には業務の見直しとどういふ関係で半分になったかということが不透明であって、委員の皆さん

からももっともっとできるのではないかということになっており、それはすなわち国民だってそう思うということだと思えます。やはり、先ほどお話になった参考資料の4ページにありますように、もう21世紀の新しい農政を行うんだと、そのための国の行政機構としての在り方ということを考えたら、こういう仕事の割り振りになって、これだけの人が必要なんだという御説明がないまま、半分減っても仕事の重要性はそのまま余り何も変わらないというお話だと、ほかのお役所だって、農林水産省のほかの業務だってあるいはもっともっと減らせるのではないかということだと思えます。

ですから、当然農林水産省の中においてもそういう議論があって、また、職員の人のためにもあってしかるべきだと思えますけれども、結局、説明としては、これまで農家がたくさんあったけれども、生産性を高めるために担い手農家というものに重点を置くと、先ほどの資料でいけば、総農家293万に対して、認定農業者は今で19万5,000人だとなる。その方向に政策がシフトするから、当然業務の重点も変わり業務の中身が変わって、業務量も減って効率化できるんだとなる。この数でいったら、10分の1以上になるわけです。しかも、作物ごとに見ていたものを品目横断で見るということで結論はこうなります、という説明になるはずですが。

恐らく、そういう連立方程式を解いていけば、結局、人数だけでなしに、組織と効率化というものも全部出てくる話だと思えます。ですから、そういうお話を書かないと、もっとできるのではないかと思ってしまうし、できるのかもしれない。

やはり、21世紀新農政とうたわれる限りにおいて、今まで293万人対象に見ていたけれども、これからは次世代育成であって、今の19万5,000人が将来は30万ぐらい増えていくんだという中において、行政の在り方も、政策がそう変わったんだからそれを執行する行政として、それを効率的にやるためにこうするんだという形で整理していただかないと、何か細かな説明を聞いていても私はわかりません。それは大きなところですが。

あとは、この前「中間取りまとめ」で御提示させていただいたものが、例えば情報部門だったら、もう情報部門を廃止することということまで言っているわけです。トレーサビリティの問題については、これも何人かの委員の方から御指摘があったんですけれども、その重要性は極めてわかるんだけれども、900人の方がどうしているから我々の安全が確保されているんだということについて、まだまだ改善の余地があるのではないかということです。今日もお話になったんだけれども、この2点については、まだちょっと懸念が残るということでありまして、以上の点をお答えいただきたいと思えます。

農林水産省 まず、第1点目でございますが、先ほど御紹介しました4ページの「21世紀新農政」「農業構造の展望」。私どもは、まさにこの展望を踏まえまして、10年後の平成27年には、認定農業者の効率的、安定的な形態が約40万弱といった

目標を立てて、統計で言えば、そこに標本を再配置するとともに、そういった担い手であれば記帳の能力も十分備えてくるだろうということで、我々はその担い手の育成目標に沿って見直しを行っているということでございます。現状は約20万でございますが、5年後にはこれが約30万、そして10年後には40万近くということになるので、私どもとしては、5年後にはその4分の3程度は、記帳の能力を備えてきているということで、その分はもう郵送調査化に踏み切れるという一定の見通しの下に、今回、思い切った見直しをしているところでございます。

職員調査を廃止した場合に、やはり調査員調査あるいは郵送調査に移行いたします。そうすると、調査員の選定、指導等の業務、また調査対象の選定業務が残ります。また審査は、調査員なり郵送調査ですと、回収した後の審査もかなり必要な部分がございます。そういったものも併せてきっちり見直して、そして今回の数字を出してきたという経緯がございますので、御理解いただければ大変幸いだと思えます。

農林水産省 補足させていただきますが、参考資料の21世紀の新農政の姿を出しただけなんです、この前も御説明しましたが、平成13年のBSEの発生を契機といたしまして、やはり農林水産省というのは大きく構造改革ということで、従来、米麦の管理をしていたのが食糧庁という庁であったわけですが、これを廃止しまして、消費安全局ということで消費者行政に軸足を置いた局をつくるというのが、まず1つ大きく変革したところでございます。

先ほど、委員からお話ございましたように、この農業構造の展望を実現するためには、例えばこの認定農業者は今20万人近くおりますが、これを30万ぐらいにするわけなんです、実はこの30万人の人にするためには、残りの200何十万の方の農地というものを、20万なり30万の方々に集中化していかなければなりません。それについては、やはり20万とか30万の農家だけを対象としては、なかなかできない面があるわけですが、その農地の流動化といったものに大きくシフトさせていく、あるいは認定農業者に特化した経営相談を行っていくということで、これはまた平成15年の省庁再編のときに経営局という局をつくりまして、そうした担い手に集中化した組織体制の整備を図っているところでございまして、今、農林水産省についてはいろいろな御指摘がございますので、見直すべきものはどんどん見直していくということでやってきたところでございまして、かつて10万人ぐらいおったものが、今、3万人を切りまして、今回、ここでまた4,500人、そしてまた林野の方でも御説明しますが、約2,500ということで、約7,000人の職員の純減を図っていくということになっておりまして、そうした点について御理解いただければと思っております。

農林水産省 御指摘いただきました情報部門でございます。

先ほども少し説明をいたしましたけれども、平成11年に策定された食料・農業

・農村基本法において、国の責務として情報が位置づけられました。この基本法自体、戦後農政の画期的転換でありまして、その中で情報受発信が国の責務として位置づけられたということも大きな転換だと我々は位置づけ、これを踏まえ、本省及び地方レベルの情報体制の強化に努めてきたということでございます。とりわけ、全国に展開する農業の地域性を踏まえ、地域レベルの体制を強化して参りました。

ただ、本省と地方、今回の御指摘もでございます。更に、国として何を成すべきか、ということを経済的に考え、更にまた最近の情報技術の発展というものを考え、抜本的に積み上げで見直したところです。いわゆる一般広報業務、各種のメディアを通じた広報であるとか、食育の観点から小中学で実施されている出前講座の開催というものについて廃止し、基本法の推進に当たって、必要最小限の業務に限定して行うということでございます。

先ほども申しましたように、情報部局は今後のIT技術も活用しまして、行政の情報提供のモデルとなるべく努力いたしますので、何とぞ御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

農林水産省 トレーサビリティーの関係でございますが、現在900人の職員がおりますけれども、これは前回は御説明いたしましたが、日本国内で毎年140万頭ぐらゐの牛が出生してゐます。と畜されるのは130万頭で、あと10万頭ぐらゐ死にますから、ちょうど140万140万でいい。ストックとしては大体450万頭ぐらゐありますけれども、牛というのは生まれてからと畜されるまでに大体どこかを転々とします。2~3か所を渡り歩きます。この出生と移動といったものについて届出をしていただきます。それが実際に現実の飼われてゐる状態で、必ずしも届出が十分なされていないケースもあるものですから、その整合性の確認。

届出の1割程度でよくエラーが発生します。ただ、バーで上がりますと、よくあるのは、買う方は大体届出をしてくるのですけれども、売った方はしょっちゅう忘れてゐるということで、この届出の忘れがかなりございまして、その突合関係を実際に農場に行ってまたチェックしなければいけないとか、農場の中で番号の付け替えというのがたまに起きます。これは、実際の刑事事件で2件ほどございまして、有罪判決が下りてゐます。

何でそういうことを起きるかといひますと、例えば、高い牛が死んでしまひますと、高い牛の番号を取って安い牛に入れ替えてしまふということで、それを後で高く売る。そういうインセンティブは常にありますので、そういった意味で、やはり農場でよく監視をしてゐないとまゝ起こりやすいということで、そういったことを中心に職員が現実には動いてゐる。

先ほど数字を申し上げましたが、エラーや何かで、現在、大体多くの届出の遅滞で常時50万件超が未解消になってゐますので、それを現実にはデータベース上のエラーのチェックのために、現場でもう一回チェックをしないといけないということ

で、そのために職員がはっきり言いますと走り回っている状態でございます。

委員 4分野で4,500人の純減というのは、かなり努力された数字だと思います。基本的には評価したいと思いますが、4,500の内訳ですね。内訳というのは、省内で退職者の不補充とか、新規採用の抑制の中で配転できるのはどのくらいで、府省間配転に移さなければいけないのはどのくらいいると見ておられるんですか。

農林水産省 今の委員の御指摘ですが、4,500人が今度の純減目標ということで、当方から提示させていただいているんですが、自然退職といったものや何かを今、見積もっているとすれば、我々としては2,000人程度かと思っております。そうしますと4,500から2,000を引いた数が省内配転あるいは府省間配転ということになるかと思いますが、省内配転や府省間配転については、これはまだ具体的な数字などを当方の方でも詳細に検討してございませんので、ざっと言って、いずれにしても農水省内も含めて、2,500人程度以上は府省間配転の対象にならざるを得ないのではないかと考えているところでございます。

委員 そうだとすると、やはり2,500の人たちの、府省間配転という、今度内閣でできる調整本部の仕事になると思いますけれども、そういうところでしっかりした対策は必要だと思います。

委員 「中間取りまとめ」について、一応詳しく御報告いただきました。そして、業務の見直しについては不十分だという意見が各委員から非常に出ております。私は、2点、簡単に更に御検討をいただきたい。

1点目は、資料1-2の農林統計・情報関係業務の合理化でございます。これについては、1ページに抜本的な見直しを2、3と具体的に示していただいております。これは、やはり私自身、ITの技術革新であるとか、今までの統計のデータを生かすという視点で、更に業務を見直したいと、私ならそうするというのが1点目でございます。

2点目は、資料1-3の消費・安全関係業務の合理化です。これについても、消費とか安全は総括で民間の企業そのものが最も気を使って、消費とか安全について自らがやっていかなければいけない時代でございます。そういう視点から、業務の見直しについて突っ込んでお願いしたい。

以上の2点ですが、私は前回よりも皆さんが非常に努力されたと思うのは、こういうふうに有識者会議で方針なり重点をお願いしますと、それについて頭を非常に使っていただいて改善データを出していただける。その事実を踏まえて、更にお願いをしたい。

農林水産省 ただ今のITの関係でございますが、先ほどは御説明をいたしましたが、私どもは今回、これだけの大幅な定員縮減を行うことのできる1つの背景といたしましては、私どもはITを相当進めてきております。また、今年度から既存の農林水産省共同利用電子計算機システムを廃止し、新たなシステムを開発

をするということで、これによってさまざまな調査員調査化、郵送調査化、オンライン調査がより効率的に行えるというIT化が側面の支えになって今回の定員縮減が可能になっているという点について、御理解をいただければありがたいと思っております。

委員 全体に共通することなんですけれども、資料1-1の食糧管理の1ページ目のところで、これは意見として発言をさせていただきたいと思います。

今回、やはり3,300人のところを1,700人という形で、1,600人という削減を具体的に示していただいたことは、私は相対的に高く評価できるのではないかと考えています。

というのは、やはり、現状で3,300人の組織があるわけで、その組織というのを存在している中で、これから1,700まで落とすという、これは相対比較になるわけなんですけれども、相対比較の面でいけば、かなりの御努力をされている。先ほど来、委員の方から御発言があるのは、1,700人になった組織というのが、それでは人的にも財政的にも社会的にベストの効率化を実現したものなのかどうなのかと。要するに、絶対評価の問題だと思えます。そこへ結びつくものが十分見えてきていませんという御指摘が多いのではないかと考えています。

ですから、私は相対評価の面においては評価をして、絶対評価のところでは、先ほど来の御発言の部分があるんだろうと思えます。

ただ、そのときに、やはり共通することなんですけれども、管理部門について委員の方から冒頭御発言がありましたように、500人から200人と。ただ、前回私も管理部門のことを御質問させていただいたので、ここも計算すると大体3割ぐらい数字上は効率化しているという数字が出てくるわけです。ですから、従来に比べれば、数字上はかなり御努力されていると思います。

ただ、管理部門において特に重要なことは、個々の業務の見直しを進めると同時に、管理部門がどういうふうに個々の業務の間とマネジメントの仕方を変えるのか。これは、幾らIT化しても、その部分が変わりませんと全体としての効率化が進まないと、逆に非効率になるという場合が出てくると思います。特に官僚組織ではそういった性格が強いものです。

ですから、是非その500人から200人と減らして、効率化が3割進むという数字をお示しいただいたわけですから、それでは行政としての管理部門の仕事の仕方や行動の仕方とか、他の業務部門との関わりというのはどういうふうに変えるんですかというところが一番扇の要だろうと思えますので、今すぐということではないにしても、どういうふうに変えるのかということについて、いわゆるガバナンスの問題ですけれども、機会があればお教えいただければと思います。

座長 これについては、御回答を書面で頂戴できればいいと思います。御報告はそれでよろしゅうございますか。

委員 はい、結構です。

委員 もういいかとも思うんですが、随分頑張ってくださいまして、御苦労様でございました。

ですけれども、調査をみんな「原則廃止」にした割には、例外という表現の割には、まだ人数がいっぱい残っている。しょうがないのでしょうかけれども、定員で言えば半分残っているわけですから、例外というのはものすごい例外なんだと思います。

あと、参考資料の3ページ辺りを見ると、調査員に調査してもらった結果、いろいろこちらでやらなければならなくなる人が多いと書いてありますけれども、調査員は別に1回教えれば次の年は教えなくてもいいのではないかという気がしますので、こういう仕事も実際はどんどん減っていくことを考えると、どうなるのか。最終的には、5年後よりもっと先のことを考えると、どのぐらいのところをにらんでいるのか。そこで減らすのはストップしてしまうのか、それとも最終的にはほとんどゼロに向かって進んでいくのか辺りの見通しはどうなのか。例えば、生産調整も基本的にはやめるということですから、ゼロというわけにはいかないから500となっているのでしょうかけれども、それもしょせんゼロに向いていくつもりなのかどうか、そこら辺を聞きたいと思います。

農林水産省 資料1-3についてのお尋ねがございました。私ども、職員調査を原則廃止ということで、相当の切り込みを行っているわけですが、その際、調査員調査化、郵送調査化をすることによって一定の調査の準備、また審査といった業務がそのことによって新たに追加されるということは事実でございます。調査員の確保、選定、指導は、全国で相当の調査員を確保するというので、これもこれから始まるわけでございますので、これについては相当の手續、仕事が必要でございまして、また調査員の出入りも相当でございます。さらに、調査員の行った、あるいは郵送調査化した調査票の受領審査が、職員ですとその点が必要ないわけですが、これが新たに受領審査ということで、一定の人員によってこれをチェックすると。これが非常に大事になってまいりますので、その点の業務の精査というものをいたしたわけでございます。

農林水産省 生産調整に関して、今回、業務の見直しで減らすと。ただ、500人まだ要するのかというお話でございますが、米の生産調整自体は、水田も200数十万ヘクタールございまして、米の生産能力自体1,300万トンぐらいを維持しております。ただ、需要自体が800数十万トンというところまで減っておりますので、生産調整自体は今後ともやっていくということで、食糧法という法律の中で国の業務としての生産調整を引き続き行っていくというための支援をするんだと。

ただ、それを農家、農業者の方々が極力自立的にやっていけるような方向ということを目指しますが、国、行政が完全に手を抜くという体系にはなっておりません

ので、効率的なやり方をしながらも、引き続き支援業務等を行っていく体制として500名が要るんだという御説明でございます。

委員 生産費調査の件でもう一遍お聞きします。生産費調査で1円までの単位で調査と書いてあって、頭の中で整理できなかったんです。なぜかという、今でもそうなのかどうかわかりませんが、税務の観点で言われるトーゴーサンとかクロヨンと言われる非常に捕捉が難しいという状況がかつてありました。

実は大会社でも、生産費を1円まで計算することはできるんですけども、本当に実態を把握するかということには大変な手間がかかって、かつそれでも本当に1円まで厳密に計算するのは大変な話なんです。それを、ほとんど帳簿をつけていないという中で、そこでどうやられるのかと想像していたら、資料1-2の参考資料の1ページの概要です。農業経営統計調査と作物統計調査の概要があって、農業経営統計調査が左に書いてあるんですが、実はこれをずっと見ていると「現金出納帳」「作業日誌」「経営台帳」「職員による仕訳」「結果表作成(決算)」と書いてあって、多分赤字の部分が職員がやられる部分だと思うんですけども、要するに、よく見るとこれは会計事務所の仕事なんです。現金出納帳は農家が付けるんですね。作業日誌をきちんとフォローしてあげるとか、経営台帳で職員がこういうものを聞いて、知見を基に整理をするとか、部門別に仕分けをしてあげるとか、決算だとなっているんですが、要するに、こういうことを国家公務員でなければできないとおっしゃっていたわけですね。むしろ、これは確かに何も付いていない中にいきなり入っていくのは国家公務員でなければできないかもわかりませんが、基本的にはきちんと帳簿を付させれば、あとはその資料をもらって、何かの検証が必要なのかもわかりませんが、あとは分類、集計の話ですね。

そうすると、時間がかかるかもわかりませんが、相当の人数の削減ができるのではないかと。今まで会計事務所の仕事までしなければいけない状況だったものを、もう少し指導をしていって、彼らがきちんと付けるようになればもっと削減できると、私はこれを見て思ったんです。

帳簿をつけるということは、効率的な農業をやるにはむしろ非常に重要なことです。ですから、やってあげ過ぎるからかえってダメなんです。実態がわからなくなってしまうから。帳簿をきちんと付けさせるということを訓練してあげれば、数字もつかめるし、経営が成り立つようになり、効率的な経営ができるんです。ですから、補助金などの問題もあったのかもわかりませんが、むしろ余り過剰なサービスをしているために、かえって農家が弱くなったのではないかと私はこれを見て感じました。統計の話だけではないのかもわかりませんが、むしろ農業を強くする経営を進めていただきたいと思います。

農林水産省 今のこの統計調査でございますけれども、私どももやはり今、おっしゃったような視点に立ちまして、この生産費調査によって記帳するということは、

自らの経営能力、経営分析にも役立つんだよということを、職員を通じて知らしめながらやっているところでございます。

ただ、現実は今までのところ、どうしても記帳までなかなかできないので、調査に協力いたしませんということで、随分調査拒否に近いことも、実際に調査拒否も相当あったんですが、そこを何とか職員がお手伝いをして調査に協力していただいたというのが今までの現状でございます。

ただ、これからは、先ほど申しましたように、担い手の構造展望は10年後きちんと40万弱で出ております。我々は、それに向かって体質を強化された農業経営をやっていきたいということでございますので、これは経営局とも連携しながらそういった経営指導をやっているわけでございますが、やはりそれに応じて記帳をお願いをし、そしてそれによって郵送調査化も、そういう展望の下に進めていきたいと考えております。

委員 私も3月10日にいろいろ厳しい意見を申し上げたので、本当に数の上では非常に大きな御努力をされたんだろうと思うんです。国民からの意見募集について毎回事務局が配ってくれるものを丹念に読んでみると、やはりこの農林統計関係あるいは食糧問題で、非常に国民の関心が高くて意見がたくさん出ています。かなり多くの国民がこのままやってくれという人たちが一方である部分で、何でこんな統計調査を国家公務員がやる必要があるのかという意見とか、いろいろありました。

それはともかくなんですけれども、私は食品表示については、この前も言ったのですが、300人削減されて1,700人という、これも本当に今の御説明を聞けば大変な御努力だろうと思うんですけれども、もっとここの部分はスリム化、合理化ができるのではないだろうか。つまり、調査そのものを国家公務員がやらなくてはいけないという御説明なんですけれども、こういう任意の調査であって、国家公務員という身分でどこまで続ける必要があるのかというのが、まだいまだに疑問として残っているので、農林水産消費技術センターとの統合については、調査の内容からいっても難しいという御説明なんですけれども、こういうところでもう一步踏み込んで考えれば、国家公務員がやるこれだけの量を巡回してやるということは、何か徹底的に整理されれば、もうちょっとスリム化できるのではないかとというのが、御説明を聞いた後のちょっとした感想です。

ただ、これからやはり生産者から、ある部分は消費者に目が向く農政になり、農業そのものは担い手中心という大きなコンセプトの中でビジョンを考えていただいていると思うんですけれども、数の上では非常によくわかるんですけれども、食品表示業務の部分についてさらなるスリム化、この調査の在り方、巡回、コンプライアンスに対する対応というものは、まだ見直せるのではないかと、率直にお聞きした上での感想を持ちました。

委員 簡単に。これは要望ですが、一生懸命やったださってというのは、皆さ

ん同じ認識だと思っんですが、ただ、いたし方ありませんけれども、現段階では数字がまだ丸いままである。これから省内配転、省間配転といろいろ大変な作業があるわけでしょうから、作業が大変だとついつい四捨五入して、例えば1,570か80でも切り上げればおよそ1,600だということになりがちですから、ここに挙げた数字については、例えば1,600というところについては、少なくとも1,601以上という姿勢で作業をしていただくということを要望しておきたいと思っます。よろしくお願っします。

農林水産省 表示の方でもうちょっとスリム化できないか、あるいは調査を公務員がしなければいけないのかどうか。この辺は、私どもはいろいろ見直しの結果として今回の数字を出しましたけれども、ただ店を見て回るだけが仕事ではないんです。その辺をちょっと御理解いただきたいんですけれども、それを見た後、それは全く初動であって、これはある意味では、言い方はどぎついですけれども、これは警察の取締りと同じですから、見て回るということでは終わらなくて、それを見て何かを発見したら調査に入って行って、やはり最後は行政処分なり、一番最悪のケースだと罰則までいきますので、その初動として巡回をしているんだということです。

ですから、ただ見て回るだけなら、それは公務員である必要はないという御議論はよくわかりますけれども、それが端緒になっていろいろ調べていくと、最後は結局行政処分だ刑罰だという話になりますので、そこはやはり公務員がやっていないとできない部分はあるということは、ひとつ御理解をいただきます。

それから、商品を見てわかる情報というのは限られています。一番関心の強い原産地というのは、ただ商品を見ているだけではわかりません。一番ひどいものは、先ほど言いましたように、例えば中国産のウナギを国産だと言え、これはすごく値幅が違います。それを買わされた人間の気持ちになって考えれば、そんなものをいつまでも買わされていたらたまったものではないということがありまして、これもちょっときつい表現ですけれども、こういった原産地の表示の付け替えというのは、ある意味では詐欺ですから、それをどこまでやるかというのは議論はあります。やる必要はないよと言え、それはそうですけれども、ほったらかしにすれば、野放図にやったら大変な問題になるのは間違いありませんから、そこは私どもとしては、今までやっていて一罰百戒というのはかなり大きいものをあげてきていますけれども、それなりに効果を上げてきていますし、実態上からいけば平成14年の国会のときの法改正の附帯決議は、もっとやれという附帯決議が付けられているんです。

座長 いろいろと御意見を賜りました。人員を減らしてきたということ自体は、やはり評価すべきは評価すべきだと思っます。委員の方からいろいろな御意見を頂戴して、これからの日本の農業、農水の政策というものをどうするんだという観点から考えないとよくわからないという委員の御意見もごもっともだと思っますし、

先ほど盛んにまた御説明いただきましたけれども、このトレーサビリティの問題ですが、これは非常に簡単な言葉で言えば、食の安全は大切であると、もっとしっかりやれという人数が増え、コストがかかりやすいんです。

ですから、その辺のところは、もちろん安全であることに越したことはありませんけれども、税金を足したコストというのは大変なものになってしまうということも踏まえて、税金で賄いさえすればいいということではありませんから、そうした点も踏まえて、やはり民間とも協力することなどについてもっと詰めていただきたいということがあります。

それ以外、委員から、相当の人数が出てくるから、やはりその配転問題や何かに十分に配慮をすべきであるということも、当然やらなければいけないことだと思いますが、純減数についてはより精査をしていただいて、そして、委員から1,560名だったら1,600になってしまうことなどのないように、精査において詰めていただいて、事務局とも整理の上、数字を固めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

農林水産省 座長の方から今、御指摘がございましたので、ただ今御提示いたしました数字につきまして、精査した上、事務局の方に提出させていただきたいと思っております。

座長 一層の積み増しをしていただくということで、よろしくお願ひします。

農林水産省 精査したいと思います。

座長 どうも御苦労様でした。評価するところは評価しています。

(農林統計関係・食糧管理関係者退室)

(休憩)

(森林管理関係者入室)

座長 それでは、引き続き、森林管理関係について、農林水産省からヒアリングを行います。前回のヒアリングを踏まえて再度検討した結果、どの業務が国に残り、また何人が独立行政法人へ移るのかについて、10分以内で御説明をお願いしたいと思います。

農林水産省 これから森林関係の検討結果について、御説明させていただきたいと思ひます。

お手元に資料は両方とじられているかもしれませんが、説明文の方と別冊参考というのがあると思ひますが、これを見比べながら御説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、資料に基づいて御説明いたします。

まず普通の資料の方の1ページは、ポイントとなっておりますので、以下以降できっちとした説明になると思ひますので、省略させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。

まず「1 検討の視点」ということで、現在行政改革の重要方針を法文化した行政改革推進法案が審議されておりますけれども、国有林野事業の特別会計につきましては、第28条に記載されておりますけれども、要は同会計において経理されている事務事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することを検討するものとされているところであります。

独立行政法人についてでありますけれども、この法人は国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務事業であって、民間の主体に委ねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるものを担う組織とされております。国による事前関与・統制を極力排除し、法人に事務運営の自主性・自立性を付与することにより、効率的かつ効果的に実施されることをねらいとしているということであります。

このような視点に基づきまして、国有林野事業につきましては、森林というものを扱っていますので、森林の違いに応じた管理運営という視点で検討を行ったところであります。

まず森林についてでありますけれども、日本の森林を見ますと、人工林と天然林に大別されるところであります。

人工林につきましては、持続的な木材の利用を前提として、人為により計画的に造成・維持されている森林であります。専ら積極的な林業投資を行い、植栽、保育、間伐等の森林の整備や木材の販売の対象となるものでありまして、大体基本的には50年程度のサイクルで植栽、保育、そして伐採の順序で繰り返し作業が行われているというものであります。一方、天然林についてですが、これは主として天然力により成立した森林であります。その多様な機能の維持・保存を基本として、主として被害木の除去でありますとか、植生の再生など多様な機能に応じた保全措置等の対象になる森林であります。

こうした森林の違いがあるわけですが、国有林野事業につきましては、その面積760万haのうち3割が人工林、その人工林については9割が60年生以下の森林となっております。一方、国有林野の残りの7割を占める天然林の9割は、90年生以上の高齡の森林になっている状況であります。国有林野の森林の約九割は、国土保全、水源涵養に重要な保安林に指定されているところでありますが、この点については、別冊の方に見た目でわかりやすいように整理してみましたので、これで説明してみたいと思います。

別冊の方の1ページ目ですが、これは人工林と天然林の違いを表すイメージであります。人工林につきましては、先ほど申し上げましたように植栽、保育、そして伐採のサイクルを繰り返した形での作業が行われているということであります。

一方、天然林につきましては、天然力によって更新がされるということでありまして、状況がさまざま、そういう状況に応じて、適時適切に対策を行う必要があると考えているところであります。

別冊の2ページ目ですが、人工林の整備のイメージであります。先ほど申し上げましたように、伐採が終わりましたら、地拵え・植栽、下刈り・つる切り、除伐、間伐、こういうのを繰り返しながら、整備が進められているというものであります。大体そのサイクルは50年程度というのが基本的なものであります。

別冊の3ページ目であります。人工林、天然林がどのような年齢のものであるかということですが、人工林につきましては、先ほど申し上げましたように30年、40年が一番多い面積になっておりますけれども、9割は60年生以下と。一方、天然林につきましては、逆に9割が90年生になっているという状況であります。

配置のイメージを次の4ページ目に書いておりますけれども、里山林があって、民有林の人工林があって、国有林の人工林があって、奥地に行ったところに国有林の天然林があると。こういう奥深いところに、天然林は基本的に存在しているということを示しております。

また、本文の方に戻っていただきたいと思えます。

こうした独立行政法人の特質性、あるいは森林の特徴というものを踏まえまして、国有林野の事務事業の性質に応じて、適切で効率的な管理運営を確保するという観点で検討を行ったところでありまして、

検討結果であります。

まず「3 独立行政法人への移行を検討する業務」ということで整理しておりますが、これにつきましては「森林の整備や木材の販売等の定型的な業務及び一体的な実施が合理的な業務」ということにしております。

人工林につきましては、先ほど申し上げましたとおり、持続的な木材の利用を前提として、人為により計画的に造成・維持されている森林であります。森林の整備や木材の販売につきましては、独立行政法人が路網の配置でありますとか、林業労働力の状況、木材価格の動向等に応じて、年度別に事業実施計画や販売計画を作成し、民間事業者への発注、その指導監督、検査までのすべての業務を一体的かつ専門的に担うことによって、伐採・造林、路網整備と木材供給・販売とを有機的かつ効率的に実施することが可能だと考えております。

なお、独立行政法人につきましては、中期目標のほか、国が策定する森林計画等に従って業務を行うことが必要であると考えております。

また、造林、路網整備などの森林整備と木材販売の業務を通じて、対応可能と考えられる管理・保全の業務、例えば生育状況等の把握でありますとか、病虫害対策といったものでありますけれども、こういうものにつきましては、独立行政法人の業務として一体的・効率的に実施することが合理的ではないかと考えているところでありまして、

4ページ目です。「4 今後とも国が責任をもって行う業務」を整理しております

す。

1つ目としては「(1)国民の財産としての国有林野の管理・保全」であります。国有林の約7割を占める天然林につきましては、脊梁山脈や奥地水源地域に位置しております。これらの天然林は、山地災害の未然防止、水源林の機能強化、世界自然遺産地域の森林環境保全、高山植物等の管理・保全、地方公共団体への貸付など各種ニーズに応えた活用、地球温暖化防止への貢献などの機能を発揮するための管理・保全が求められております。流域全体に及ぶ機能を一定水準に保って、水と緑の国民共通の財産として、適切に管理・保全していくというためには、環境政策でありますとか、国土政策との調和を図り、関係行政機関や地方公共団体等と十分に調整して、各種取組を実行していくことが一層必要になっております。国有林の管理・保全につきましては、今後とも国が責任を持って行うことが必要であろうと考えております。

ただ、管理・保全に関する業務のうち、既に巡視等の定型的な業務はボランティア等の活用などを積極的に推進しているところでありまして、国の職員が直接行う業務は、森林法に基づく森林計画の策定でありますとか、国有財産の貸付・処分、許認可の法令関係業務、独法の効率的な業務になじまない貴重な天然林の保全等の業務に限られるものと考えております。

そこで、また別冊資料の方に戻っていただきまして、5ページ目です。

管理・保全というのは一体どんなことをやっているのかというのを、一応主なものを整理しました。ここに掲げてありますように「山地災害の未然防止」。左の上から下に流れますと「水源林の管理・保全」「世界遺産をはじめとする貴重な森林生態系の保全」。横にいきますと「高山植物等の管理・保全」「病虫害、鳥獣害対策」。また上の方に上がりますと「ライフライン用地、公共用地の提供等」「各種ニーズに応えた国有林野の活用」「地球温暖化防止への貢献」「他の政策との調整」。こういうものが管理・保全の業務としてあると考えているところであります。

次のページは、管理・保全の例として、重要水源地域についての例を挙げております。水源涵養等の面的な発揮状況をまず把握しなければならないと。これには現場巡視が必要であります。

そういう中で「水源林の機能の保全」「山地災害の未然防止」あるいは「病虫害・鳥獣対策」ということを検討していると。

その前段階に森林の取扱いについて検討するということで、地域住民でありますとか、地方自治体、その他関係省庁、NPOとの意見交換を行って調整して、こういった状況に対策を決定、そして実施ということを行っているところであります。こういった十分きめ細かい対策が必要だと考えているところであります。

次のページには、生態系の管理・保全の例として、世界自然遺産の例を挙げてお

りますけれども、世界自然遺産の森林を初め、貴重な森林生態系の多くを保護林でありますとか、緑の回廊として管理・保全しているところではありますが、これは森林管理局、森林管理署では、現地で蓄積した知見を生かして、関係する省庁の出先機関や地元自治体と連携して管理のための計画を決定する。例えば世界遺産の登録の際、中央省庁では、これらの計画を基に推薦するとか、登録決定後も森林管理局・署、自然環境事務所、自治体等が連絡調整し、現地の実情に合った保全対策を実施するという事です。

例えば世界遺産を見ますと、登録が終了すればすべてが終わるのではなくて、これを維持、保全していくというために、関係の機関と調整しながら対応に当たっているということであります。知床の例、白神の例を下の方に挙げております。

8ページ目です。管理・保全に関する国際的・国民からのニーズが最近非常に高まっております。国際的な関係では、地球温暖化防止、京都議定書の関係であります。生物多様性の保全の問題、更には違法伐採、あるいは砂漠化への対応というものが挙げられます。一方、国内では外来生物法、バイオマスの利用、自然再生法、エコマーク、世界自然遺産登録、エコツーリズムといった動きがありまして、森林に対する期待が非常に大きなものになっているということであります。

9ページ目でありますけれども、他の省庁との比較を挙げております。「国有林財産管理」にあります財務省の理財局につきましては、地方支分部局地として財務局、そして財務事務所というのがあります。

「国有林野管理・保全」につきましては、国有林野部から森林管理局、森林管理署。

これは参考ですけれども「自然環境保全」では、環境省の自然環境局、地方環境事務所、自然保護官事務所ということで、地方の方でのきめ細かな対応を考えた形での組織的な位置づけがなされているということであります。参考までに人数を挙げております。

本文に戻っていただきまして、5ページ目であります。

国の業務とする2つ目の業務でありますけれども「(2)国民の安全・安心の確保を目的とする治山事業・保安林」であります。

国有林野につきましては、国土の面積の2割を占めておりますし、その9割が保安林となっております。諸外国に比べて地形が急峻で、地震や台風の自然災害が多い我が国におきましては、国有林野は国土管理のかなめとなる存在でありまして、治山事業のうち、緊急的な災害復旧は7割を超えているという情報であります。近年、特に局地的な集中豪雨による山腹崩壊、あるいは流木災害が頻発しているということで、治山事業の果たす役割は一層重要になってきております。

治山事業につきましては、治水三法の下、河川事業、砂防事業と三位一体で行政が実施しているものでありまして、災害復旧や防災は土地所有者、森林所有者がだ

れであるかを問わず、面的に一体的に行うことが重要であります。治山事業の場合、一定以上の規模のものにつきましては、国有林においても国が直轄で事業を実施しているという状況にあります。このため、保安林の指定や治山事業につきましては、人工林、天然林の別を問わず、引き続き同じ主体である国が実施することが適切であろうと考えております。

とりわけ、河川最上流部で行われる国有林治山事業は、国土の防災機能を高める上での核となるということでもありますので、流域水系の保全の観点から、国が森林管理署等のネットワーク機能を生かしまして、関係行政機関、地方公共団体等との連絡・調整を図って、地域の要請や災害の状況に応じ、的確な対策を推進していくことが必要であります。

恐縮ですが、また別冊の資料に戻っていただきたいんですが、10ページ目です。ここでは「日本の国土の特徴 - 災害を受けやすい日本の国土」を示しております。

最初の絵でありますけれども、他の国に比べまして、日本の河川につきましては、急峻で短い。こういう意味で災害が起きやすいという状況にあります。実際、世界全体に占める日本の災害発生割合は、国土面積に比べましては、相当ということになっております。そういう意味で、非常に重要です。

国有林野事業の治山事業につきましては、災害復旧に係るものが7割以上を占めているという状況にあるわけであります。

そういう状況について、これはまとめております。前回にもお話ししましたものがありますけれども、重要性を説明しているところであります。

最後の結論であります。本文の方の6ページ目です。

以上のような基本的な考え方によりまして、国有林野事業特別会計に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のための必要な措置が講じられることを前提に、平成17年度末ベースで職員数7,200人、これは定員内職員及び定員外職員の合計でありますけれども、この半数以上について、特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型独立行政法人に移行する方向で検討をしたいと考えております。

なお、定員内職員につきましては、約2,000人程度を独立行政法人に移行することによりまして、それに加えて約400人の業務・定員のスリム化等によって、合計約2,400人程度を純減するというところで考えているところであります。

それを7ページ目に図に表したところでありまして、左側に現状の人員、定員内で見ますと、管理・保全、治山事業は3,900人、森林の整備等が1,400人になりますけれども、これを独立行政法人化に、一部人工林の管理も入れまして2,000人と、一般会計には2,900人と、スリム化が400人と、こういうような形で検討を進めたいと考えております。

座長 それでは、皆様方から御意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょう

か。

委員 前回聞いたときは我々もなかなか理解できなくて、もやもやとしていたんですけれども、今回国有林を天然林と人工林に分けられて、非常に林野行政全体のフレームが明確になり、そして人工林の方は独法の方でやるというのは、非常に明らかな整理だと思います。

独法への移行ということで、最後におっしゃられた2,000人ということと、あと定員削減400人ということなんですが、削減で、もう少し具体的にどこをどうしたかという、一番最後がちょっと、今日はそれを聞いたかったですけれども、7ページの、それで我々としては、もっと削減できるのか、あるいは目いっぱいなのかというようなことを中心に議論したいと思っていましたけれども、今、言われた400人でありましてけれども、それはどういう業務を中心に合理化、効率化を図られようとしているのかということをお教えいただきたいです。

農林水産省 7ページのチャートで見させていただきたいんですが、1つはいわゆる国の業務として残すべきと整理した国有林野の管理・保全、国民の安全・安心の確保で、治山事業に関わる業務がありますけれども、このうち国有財産としての国有林野の管理・保全に関わる部分として350人程度、独法化に移行する分野として整理しています、森林整備等の部分で50人、これで約400人ということで考えております。

例えば巡視をできるだけボランティア等にやっていただくとか、そういったことを含めて、あるいは電子的な処理といったものをやることによって、こういうものを下げていきたいと思っております。

内部管理関係、総務部門の縮減、あるいはさっきも言った電子情報でIT化、こういうもので削減を考えていっているということでもあります。

委員 前回、非常に強調なされた点に、一人の人で国有林を、山手線の内側を全部担当しているんだと。その話が非常に印象に残ったんですけれども、その後何かいろんな不祥事などが報道されて、余計に印象に残っているんですけれども、山手線内側を一人で担当する森林保安官の仕事というのは、どういうふうに見直されたのでしょうか。

農林水産省 実際の人配置はこれからの検討になるんですけれども、基本的にはそういう業務のうち何人程度かというのを割り出して、この人数を割り出します。恐らくですけれども、その中には森林官の業務も、一般会計に残る分、独法化に移行する分と分けられてくるものと、例えば人工林の管理が多いところは、やはり独法化の方に位置づけられると。こんな整理になるのではないかと考えています。これは今後22年度までに検討してまいりたいと考えています。

委員 そういうことを申し上げたのは、独法化に移行すれば、当然自己収入の増大ということが至上命題になるわけですし、そうすると、当然独法の中に販売担当

職員とか、そういう業務を行う方を置かれるとすれば、そういう方はどういうふうにして配置されるのかとか、何か400人とお聞きしても、独法に移行すること、一般会計に移行すること等を含まれて、業務全体のどの部分をどう効率化していくかというお話も今日伺えないと、ちょっと400人の方をなかなか議論できないんです。

繰り返しますけれども、天然林、人工林で分けられたというのは、非常に頭がすっきりしたと思います。

農林水産省 最大限内部的な、総務部門みたいなものの効率化を図るというのと、ITによってできるだけ業務を効率に行うことができるようにするという観点で、400人程度が可能だろうということで、こういうものをやっております。具体的にはそういう部門できっちりとやっていけるようにしたいというのが我々の考え方で、400人ということ想定しているところであります。

農林水産省 これからの検討というのもありますので、それはしっかりやりたいと思います。

委員 これを機会にやはり国民から強い信頼をいただくということが大事になるので、時間も短期間なんだけれども、せっかくの機会なので、もう少し具体的にお聞かせいただきたかったです。

委員 おおづかみで整理している感じの説明ですね。

農林水産省 できるだけ御趣旨に反映するような形で、実際に今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員 今の議論ですけれども、今まで1人で山手線の内側ほどの面積を担当していたということなのですが、なぜ山手線の中だったら1人でできて、山手線の倍だったら1人でできないのかという説明がないわけです。それは、できないのかもわかりません。ともあれ、山手線の範囲内ならなぜ1人で、それがぎりぎりという説明の根拠が不明確です。1人でそこまでやるんだったら、倍もできるのではないとか、3倍もできるのではないかというような議論になってしまうので、これが限度なんですという説明がないのかどうか。ただし、これをもう少し工夫することによって、1.5倍までできましたとか、2倍までできました。だから定員が半分で済むんですとか、3分の2までなんですということならば非常にわかりやすいんですけれども、そのところがどうもざっくりとした議論になってしまっていて、何となく400人を合理化するというイメージがあるだけです。

確かに委員がおっしゃったように、人工林と天然林を分けたという意味では、私の頭も非常にすっきりしたんですけれども、さらにその中身として、もっと個別に精査すれば、もっと工夫ができるのではないかなというところが相当感じられましたので、その辺の精査をもう一度していただいた上で、資料をお出しただけたらと思います。

座長 それをよろしくをお願いします。

委員 7ページを見て思うんですけれども、独立行政法人へ行くのが2,000人で、残るのが2,900人という割合は、何ゆえにそういう人数割りになるのかというのが、いまひとつわからないんです。こっちが1,000人で、こっちが4,000人、あるいは数が逆でもいいのか、そこら辺が全然わからないんですけれども、どういう基準なのかというのを教えてもらえればと思います。

農林水産省 考え方とすれば、左側にあります森林整備の部分の1,400人は、そのまま独法に移行するという考え方です。

先ほど申し上げました人工林に係る管理・保全の関係では、600人ほどを今まで管理運営をやっていた人員から独法に移行すると。これは人工林、天然林の割合、森林の配置というものを考えると、600人程度というのが割り出されるということで、そういうふうに割り振ったところであります。

委員 600人がそうなのかどうかのはわかりませんが、一応そういうことなんですね。

委員 そうすると独立行政法人に移行する2,000人のうち、合理化をする分は50人ということですか。そういうことですね。2,000人で50人しか合理化できないというのは、違和感があります。

農林水産省 要するに、今後の森林整備を考えていけば、逆に収穫量は増加していくことになります。むしろ人為的には必要になってくる中で、できるだけ切り詰めていこうということで考えているところであります。実際は22年にやる場合には、もう400人はいなくなっています。そして、2,000人と2,900人ということで想定しているところであります。

委員 それならできるだけ民間を使っていただきたいです。

農林水産省 そういう考え方はやっていますけれども、森林整備の部分の施業は、むしろ民間で全部やっておりますので、その辺の余地は限られたものになるのかなと思います。できるだけ民間活用ということは考えていきたいと思います。

委員 組織の関係を伺いたいんですけれども、現状の本庁に国有林野部があって、ブロック単位に森林管理局があって、現場に森林管理署がある。これは国の組織の組織として残るわけです。独法に移行するところも、やはり同じように中央があって、地方出先機関があるということですか。イメージとしては、今の森林管理局や森林管理署の中に同居するということですか。それともこれは別にできるんでしょうか。

農林水産省 組織体制につきましては、これからの検討になると思いますけれども、もし仮に同じような縦系列になるとすれば、別なところにいくというのは非効率になりますので、同じところになるという可能性が強いのではないかと考えています。ただ、そういう組織にするかどうかというのは、これからの検討でありますので、逆に非効率だと言われないようにしなければなりませんので、そういう方策

を考えていきたいと思っています。

委員 仕事としては似たような部分があるわけですから、非効率にならないように是非お願いしたいと思います。

委員 参考資料の9ページを見させていただいて、先ほどの天然林と人工林という分け方というのは、私もなるほどと思いました。要するに、森林の機能ということで分けていただいたということで理解しました。

それで9ページを見た場合に、先ほど国有林野の関係と、参考としての自然環境保全は、ある面では業務的に、要するに特に環境保全という視点からいったら、ある面では省庁間の移動も含めて相当大胆に、ある面ではこれは国民の皆さん方の感心の大変深い分野だと理解させていただきますので、そんなようなことが思い切っでできないだろうかと率直に感じました。いかがでしょうか。

農林水産省 それはまたここの別な議論の中で、恐らくそういうものも考えられる機会があれば、我々はそれに従っていくと考えております。

委員 せっかくこういうようなチャンスだから、やはりこういう機会にやっておかないと、恐らくまた先送りということになるとと思います。ある面ではそういう頭出しを少しでもしておかないといけないと私は思いました。

委員 私も今の御意見と同じように思っておりまして、環境保全の目的というのはとても大事でございまして、今は自然公園法とか、要するに指定されると環境省の管轄になる、多分そういうことですね。

農林水産省 財産としての実際の管理は私どもの方でやっておりまして、自然公園法の規制をかけるのは、環境省の方でおやりになると。両々相まってうまくいくようなシステムに今はなっています。

委員 そうなんですね。ただ、現実指定されていると財産としての管理の業務というのは、一体どのくらいあるかということです。そこはダブルで必要だとおっしゃっても、現実問題として、財産としてはひとつなのですから、要するに方向として、環境保全の役割を果たしているわけですから、そんなに財産としての部分でやることがないのではないかというのが、率直な感想です。

農林水産省 ちょっと言葉が悪かったんですけども、災害の防止も当然ありますし、高山植物が採られたり、そういうことで財産として滅死される行為、立入行為とか、だめになる行為、悪くする行為を規制しているところは、私どもでやっています。

そのところは、どう考えるべきかということ、もちろん政策的な観点があると思います。決定的に違うのは、災害防止の方は私どもだけでやっているところがありますので、あとはその上で政策としてどう考えるか。またそこは別の次元だと思います。

委員 そうなんですから、やはり自然公園でも災害が起きては困るので、こ

んなに切り分けられるのかなという感じがします。

国有財産として天然林について、9ページのところで、いろいろなところでやっているわけですが、もうちょっとこら辺を整理できないかなという感じがします。

先ほどの話ですが、森林管理署が計98あるのですが、今の人工林と天然林の話も、実際の森林管理署がどうなるのかは、まだ決まっていないというお話でした。独法にどう移行するのか、よほど効率的にやっていただかないといけないので、これがどうなるのかは、非常に関心を持たざるを得ないところです。ちょっとずつ入るのか、あるいは一部はもう人工林だけやっているという話になるのか、同じように維持し続けるのか、あるいは整理できるのかとか、そこら辺も含めて、本当は環境省との関係でもダブルで置いておく必要性はないと思いますので、その点も含めて整理していただきたいと思います。

保安林指定をされると、治山事業だという扱いで考えていらっしゃるんですね。

農林水産省 まず最初に環境省との関係ですけれども、我々は人事交流を盛んにやっておりまして、特に環境省に対しましては、自然保護官の事務所などには、相当数旧林野庁の職員が行ったりしておりまして、林野行政というものをよくわかっている人たちが、あちらに行って仕事をしているということで、密接な連携を保ってやっております。

委員 そうだとすれば、それで足りませんか。人事交流はよいことだと思います。ただ、それは交流であって、要するに環境省の方の定員のカウントになるわけですね。まさにそういうことで、重なった機能を発揮できるシステムをうまく構築されているという御説明だったような理解をしましたが、そうすると二重の配置は要らないですね。

農林水産省 それぞれ役割分担が違っておりまして、これは余り議論しても、省庁再編の大きな議論の話題なのかなという気もしますけれども、そういうことで役割分担を持ちながら、連携しながらきちっと対応しているというのが実情であります。

座長 おわかりいただけでしょうか。

委員 人事交流はとてもいいお話だとお聞きしました。

事務局 人事交流の話は、いわば省庁間配転なんです。それについては既にやっているんです。仕事は違います。一緒にいいのではないかという議論もありますが、環境保全という活動と、いろんな伐採の防止とか土地が崩れないかとかを監視する仕事とは違うんだけど、定数の問題もあって、省庁間配転で行っているのが事実なので、さっき委員がおっしゃったようなことは、ロットは小さいけれども、既に始まっているという話なんです。

農林水産省 相当の人数です。

委員 そうであれば、それをむしろ進めていただくことを検討いただきたいと思

います。

例えば環境法制的なところで指定されますと、それが全面に出て、公の財産としての普通の財産管理としては、要するにやるのがなくなるというのが通常でしょう。いずれにしても、災害が起きたら困るわけですから、必ずしも省庁再編という話ではなくて、別の用途の指定を受けたときに、財産としての管理として別に何か残るのかという話です。そこはほぼない状況になるはずですが、ただ、現実にとどのぐらいの数かそれであるのかというのは、9ページの図だけではわからないので、私も数字はわかりません。ちょっと御検討いただけたらと思います。

委員 ちょっと教えていただきたいのですが、人工林に対する管理業務については、国有林に対するものと、民有林に対するもので、大きな違いというのが何かあるのかどうか。民有林であることと、国有林であることの違いはあったとしても、人工林というものに対する管理業務として、何か大きな違いがあるかどうかということをお教えいただきたいです。

国有林の人工林に対する業務というのが、例えば地域によって木の種類が違ったり、そういうのはあると思うんですけども、地域によって業務的な大きな違いというのがあるのかないのか。そこをお教えいただけますか。

農林水産省 基本的に民有林であっても、国有林であっても、人工林であればやるべきことはそんなに違いはないと思っています。ただ、管理をきっちりやるという意味では、国有林は国有財産ですので、がっちりやっていたらいいかならないと。そういう違いは出てきます。

あと、民有林に比べれば、保安林が国有林の場合に非常に多いです。先ほど9割が保安林といいましたけれども、当然人工林についても保安林が多いということです。

委員 保安林は独法の対象にするんですか。

農林水産省 対象になります。木を切ったり、植えたりすることに関係するものにつきましては、治山事業以外は対象になっております。

委員 あと、地域的な違いはありますか。

農林水産省 地域的には、国有林は北の方が多いです。

委員 いや、機能として、業務として違いはありますか。

農林水産省 北海道の樹種と本州の樹種は大きな違いはあると思いますけれども、人工林のスギ、ヒノキというものを主体に考えれば、そんなに違いはございません。ただ、問題は、雪が多いところについては、雪によって倒れたものを起こす作業とか、そういうものは出てきます。

委員 それは人工林でもやっているわけですね。

農林水産省 まさに人工林だからこそです。

委員 それは北海道であっても、民間の人工林でもやっているわけですね。とい

うことで、地域的に決定的な違いはないわけですね。

農林水産省 はい。

委員 人工林の部分を独立行政法人にするということであり、独法の姿はこれから議論されると思うんですが、基本的にはここでお聞きいただいているように、林業投資という位置づけでされるわけですね。そうすると、時間は50年かかるんだけれども、基本的には売却で採算を合わせようという思想と考えるとよろしいんですか。つまり独立採算になっているのか、それともそれではとても済まない話なのか、特に借金の話はいろいろとあると思いますが、まずその部分をお願いします。

農林水産省 まず林業的にいっては、独立採算が完全にできるかといったら、今の状況では非常に難しいと思っています。民有林であっても、補助を受けながら何とかやっているという状況であり、民間の方の投資意欲というのは、まだ出てきていません。若干木材需給も改善されて、7年ぶりに国産の需給率が2割になるというような状況になってきましたけれども、これがもう少し進んでいけば別かもしれませんけれども、現段階で独立採算というのは、まず不可能ではないかと思っています。

委員 いただいた資料2の7ページで、質問1点と要望1点を述べたいと思います。質問1点ですが、左から右への移動の間に、定年で退職する人数はどれくらいでしょうか。

農林水産省 恐らく22年度までにいく分の中に、相当量含まれると考えています。

委員 今、相当量の数字の質問を申し上げたんですが、ほとんどがということですか。

農林水産省 大体そういうことで計画せざるを得ないのかなと思っています。

委員 今までの特別会計から一般会計へ構造的に変えられると。これは国の要請もあるという前提ですが、その額というのはどれくらいがどう変わるんですか。

農林水産省 これも今後検討ということになると考えております。今4,000億円ぐらいの規模で事業をやっていますけれども、一般会計がそのうち2,200億円ぐらいが入っている状況です。

委員 以上のような事実から、私からの要望は、いわゆるスリム化、合理化をすることについては、今日の回答で合格であったというのではなくて、やはり実際の減員がほとんど定年退職であるということについても改革の余地ありと受け止めております。

農林水産省 先ほど大多数が定年退職という話をしましたけれども、そうではなくて、そこはもう少し見極めなければいけませんけれども、すべてが定年退職というわけではありません。

座長 そうですね。私もそうとしか思えません。

委員 直接今度の定員削減の話とは関係しないんですけれども、国有林野事業特

別会計は、これまで特別会計の筆頭にいつも出てきて、しかも貸借対照表ベースで見ると、物すごい資産超過なんです。だけれども、売れるものがあるのかというと、そうではない。だから、一体巨額の資産超過というか、どういうふうにして資産を計上しているとか、せっかく時価会計と称して、企業会計準拠でやっても、実際のきちんとした政策とつながらないんです。だから、あれがトップバッターで巨額な資産超過なものですから、みんな資産超過ではないかというんだけど、だから、これを機によりきちんとした貸借対照表をおつくりいただかないと、定員のごことはよくわかったんですけれども、そっちの方もよろしくお願いします。

農林水産省 私どももすごく悩んでいるところなんですけれども、例えば知床とか屋久島みたいなところをどう評価するか。非常に難しいところがございまして、常日ごろこれが幾らとやっても、実際に流動しない資産ですから、時価会計という話はそうなると思うんですが、そういうふうに完全に移行するのかというのは、非常に悩ましいところがございます。

ただ、全体として説明責任をきちんとしなければいけないという中で、私どもは先生方からもいろいろ御意見をいただきながら検討しておりますけれども、そういう難しさが一方にあるものですから、実際には昔から取得したものを、時点修正を何年間に一度ぐらい、全体の土地の動向みたいなものを見ながら修正したりして、もちろん時点修正はかけているんですが、先ほど申し上げたような難しさがあるものですから、私どもはいつも国会でも質問されるものですから、きちんとしていきたいと思いますが、難しさがあるということは、何とぞ御理解いただきたいと思えます。

委員 別に世界遺産としての価値とか崇高なものではなしに、経済的・経営的な分析をきっちり示していただくことなんです。特に人工林の部分を独法に移行しますと、まさにそういうバランスシートが極めて国民の関心の高いものになりますので、そこはきっちりとお願ひしたいと思えます。

委員 体系的な整理をちゃんとすれば、十分できると思えます。

委員 先ほどからいろいろな御意見があるのと同じなんですけれども、今までの農林水産省の幾つかのものは、どの業務は何百人から何百人ともう少し精査して、その業務に当たってどのぐらいの分量の業務を減らせて、人数がどのぐらい減らせるというようなものが、もう少し出ていたような感じがするので、こちらについてももう少し精査をして、400人程度で、保安官の方はこのぐらいになると思うというレベルではなく、もう少し具体的な数字を詰めて出していきたいと思えます。

座長 さまざまな御意見を頂戴いたしましたけれども、今、委員からお話もあつたとおり、いわゆる削減の根拠が、こっちもよくわからないけれども、そちらもよくわかっていないんです。そこはざっくりした議論になってはいますが、そのまま削減の数を決めるわけにもいきません。これはよく精査をしていただきたいと思いま

す。

独法の方でわずか50名の削減であると。独法もこの会議の対象ですから、そうするともう一遍独法でやらなければならないのかなということにもなる。もう少し最初からやっておいていただくことが必要かなという感じもあります。

いずれにしても、精査をしてより詰めていただいて、合計何名減るのかというのを、400名程度の程度というのは難しいので、やはりどのぐらい現在出ている程度のところを積み増しするというので、事務局に御報告いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

そういうことでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

座長 「程度」ではわかりませんからね。よろしく願いいたします。いいですね。

(森林管理関係者退室)

座長 これで本日の会議を終了いたします。来週は2回予定をしております。ありがとうございました。

～ 以 上 ～